

# 平成30年度「(仮称)しまねのネタ本」等企画制作業務委託仕様書

## 1. 目的

平成29年度に実施した「しまねの魅力」に関する高校生等アンケート、大学生等アンケート結果を踏まえ、島根県内の高校・特別支援学校・大学等を卒業する学生に対し、しまねの魅力アピールする「(仮称)しまねのネタ本」等を企画制作する。

企画にあたっては、学生が新入生歓迎コンパなどで県外出身者に自らの言葉で“しまねの魅力”を語るための情報を提供することを主たる目的とする。同時に、ふるさとしまねを誇りに思う心や愛着心を高め、将来のUターンへの意識付けにつなげる。

## 2. 委託業務名

平成30年度「(仮称)しまねのネタ本」等企画制作業務

## 3. 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

## 4. 委託業務の内容

事業は下記を充足することを最低要件とするが、指定された仕様を超える効果的な提案を行った場合は、十分に加味する。

### (1) 作成するネタ本等の企画等

#### 【提案にあたって】

- メインターゲットは、島根県内の高校・特別支援学校・大学等を卒業する学生（以下「高校生等」という。）とする。
- しまねの魅力がわかりやすく伝わるよう、メインターゲットの目線や視点を取り入れ、共感を得られる内容とすること。
- ネタは、記事と写真で構成（以下「ネタ」という。）すること。
- 思わず手に取ってみたいくなる、しまねのネタを語りたくなるデザイン・構成とすること。
- 更にメインターゲットから不特定多数の人に向かって、しまねのネタが発信されるよう、キャッチーで楽しい紹介文と写真掲載（ネタ）で構成すること。

#### ① 「(仮称)しまねのネタ本」

- ・大きさはA5判、30ページ程度でオールカラー。
  - ・県共通ネタ及び市町村ネタを取材した下記4. (1) ② 「(仮称)しまねのネタ集」のなかから特選したネタを掲載すること。
  - ・一部に高校生等企画ページを設けることとする。
- また、当該ページを構成する素材・テーマについて、県内高校生等との意見交換会（県内3会場・各1回開催）における意見を取り入れて制作すること。（意見交換に参加する高校生等の選定方法、時期、会場等について県と協議のうえで決定する）
- ・県共通ネタの紹介には、「しまねSuper 大使吉田くん」をナビゲーターとして使用すること。
  - ・市町村ネタの紹介には、「SMNY19 吉田くん」をナビゲーターとして使用すること。

#### ② 「(仮称)しまねのネタ集」

- ・A5判100ページ相当のネタ
- ・「(仮称)しまねのネタ本」データも含め、県及び県が指定する者が運営するウェブサイトに掲載するウェブコンテンツデータとすること。
- ・思わずSNSで拡散したくなるネタとすること。

### (2) (仮称)ネタ本・ネタ集制作のイメージ

- ・効果的なPR方法について工夫し、提案すること。

・制作した「(仮称)しまねのネタ本」は高校生等に無料配布し、「(仮称)しまねのネタ集」は、しまねのネタに興味・関心を持った学生等が自由にスマートフォンで閲覧できるよう、平成31年3月以降、県及び県が指定する者が運営するウェブサイトに掲載することを予定しているが、更に有効な活用方策があれば提案すること。

### (3) 写真撮影（「(仮称)しまねのネタ本」等データとして納品する写真）

ネタとして利用する写真については、以下の点に留意すること。

#### ①撮影ポイント

- ・「(仮称)しまねのネタ本」等の企画に応じた撮影ポイントを設定すること。
- ・東部・西部・隠岐のエリアバランスを考えること。

#### ②手配及び行程、許可申請

- ・カメラマンを手配の上で、撮影を行うこと。
- ・撮影行程については、天候なども考慮してスケジュールを組み、撮影すること。
- ・スケジュールについては、事前に県にメールにて連絡を行うこと。
- ・撮影ポイントとの撮影日の調整及び撮影許可や、ウェブページ、SNS等各種媒体への掲載許可を、委託事業者の責任において取ること。

#### ③撮影写真

- ・「(仮称)しまねのネタ本」等への利用について、撮影ポイントの所有者、管理者等からの許可等が必要な場合は、委託事業者にて承諾を得ること。
- ・委託事業者が既に所有している写真の利用については、適宜、県と協議し、方針を決定することとする。

### (4) 編集

- ・「(仮称)しまねのネタ本」としてまとめる写真、記事等データの選定、編集にあたっては、適宜、県と委託事業者で協議し、方針を決定することとする。
  - ・全体イメージ・構成について、高校生等へのヒアリング（県内東部・西部・隠岐3会場・各1回開催）を実施し、高校生等の意見の反映により、全体イメージ・構成の修正を県と協議の上で決定すること。
  - ・高校生等企画ページについては、東部・西部・隠岐エリアごとに高校生等が選定した素材をもとにネタを制作すること。（意見交換に参加する高校生等の選定方法、時期、会場等については、県と協議の上で決定する。）
- ※文字など提出後、修正する可能性があるため、文字について提出後修正ができるようWordデータで提出すること。
- ※あわせて、PDFデータも提出すること。

### (5) 校正

- ・事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。
- ・製本作業に入る前に、各ページを本紙本機にて印刷したものを県に渡し、県の確認・指示を受け修正すること。
- ・校正は文字・レイアウト校正4回、読み合わせ1回、色校正1回の計6回以上とする。
- ・レイアウト校正はカラーコピー、色校正は指定紙に印刷する。
- ・文字・レイアウト校正は委託事業者担当者が県とPDFデータをメールでやり取りするが、随時、県広報室にて打ち合わせを行うこと。
- ・読み合わせや色校正は、委託事業者担当者が県広報室へ持参し、返却時には修正等の指示を受けること。
- ・なお、文字・レイアウト校正の段階で記事の差し替えや修正、色校正の段階で文字の修正を行う可能性がある。

- ・印刷製本後に誤りが判明した場合は、委託事業者の責任において対処すること。

## (6) 成果物等

平成31年2月15日(金)までに、島根県広報部広報室に以下を納品すること。

### ①「(仮称)しまねのネタ本」 12,000部 ※発行元は県とする。

県立高校・特別支援学校	5,000部、	私立高校	1,500部
県立大学	1,600部、	島根大学	1,300部
専修学校	2,000部、	予備	600部

ただし、事前に協議の上で、納品場所の変更を双方が認めた場合にはこの限りではない。  
合わせて、原稿データ及びPDFファイルをCD-Rにより納品すること。

### ②「(仮称)しまねのネタ集」(webコンテンツデータ)

- ・各ネタ(写真・記事)のPDFデータ及び写真(JPEG)と記事(Word)のそれぞれのデータをCD-Rにより納品すること。
- ・分割データについては、ウェブページ、SNS等での発信に使用可能な程度の低解像度データも納品すること。
- ・また、ネタごとに通し番号を振り、それぞれに関連する写真データのファイル名、撮影ポイント及び撮影日と記事ファイル名を付記した一覧表をExcelで提出すること。

## (7) 監修等

- ・「しまねSuper大使吉田くん」並びに「SMNY19吉田くん」のイラスト活用については、編集時点で、適宜、県を通じて(株)DLEの監修を受けること。

## (8) その他、

上記に付随する業務については、県と協議の上で、決定する。

## 5. 権利の帰属

### (1) 写真の著作権

①「(仮称)しまねのネタ本」等掲載写真の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

ただし、委託事業者が撮影を実行した時点で、県への引渡し予定品となり、委託事業者は引渡し予定品について、引渡し時までの期間、いかなる著作物にも使用してはならないこととする。

②前述に関して、次のいずれかの者に写真の著作権が帰属している場合には、委託事業者は、あらかじめ委託事業者とそのものとの書面による契約により、当該著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を委託事業者に譲渡させるものとする。

a 委託事業者と雇用関係にある者

b 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

③写真について、県及び県が指定する者が運営するウェブサイト等において著作者の氏名は表示しないこととするが、県が必要と認める場合にはこの限りではない。

④委託事業者ならびに上記5.(1)②のいずれかの者は、上記の譲渡経緯により、当該著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を有しないが、「平成 年 月 日 発注者・島根県へ著作権を譲渡」との文言を記載した業務経歴説明目的の印刷物でのみ使用することができる。

⑤著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 本成果品の著作権

本成果品の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、甲に帰属するものとする。

(3) 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、委託事業者が撮影した写真、編集した記事等）は下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

・県及び県が指定する者が作成・運営するウェブサイト及び紙媒体、デジタルサイネージ等

## 6. 業務実施上の条件

(1) 業務実施に当たっては、業務実施における統括責任者を1名指定し、配置するものとし、契約の締結以降完成まで交代しないことを原則とする。

(2) 委託事業者は、契約締結後速やかに、本業務全体のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。

また、業務実施に当たっては、県と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時報告すること。

(3) 本業務の中で使用する画像・技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要なすべての権利処理は委託事業者において行うこととし、これらに必要な費用は委託事業者の負担とする。

(4) 委託事業者が本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を県に提示し、承認を得ること。また、再委託範囲は、委託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、委託事業者の責任において解決すること。

(5) 成果物の引渡し後、1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、県と協議の上、修正等必要な措置を委託事業者の負担により講ずること。

(6) 県は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を委託事業者に提供するものとする。

(7) 委託事業者は、関係法令を遵守し業務に当たること。

## 7. 事業費

・委託料上限額は8,926千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

## 8. 企画提案に係る提出書類

平成30年度「（仮称）しまねのネタ本」等企画制作業務委託企画提案書（様式2）作成にあたっては、次の点に留意すること。

(1) 制作体制

・当該業務の処理にかかわる全ての人を記載すること。

(2) 「（仮称）しまねのネタ本」等内容

①企画意図及び内容案等

・「（仮称）しまねのネタ本」、「（仮称）しまねのネタ集」のコンセプト及び企画意図、イメージ案について、具体的に記載すること。

・仕様書4（1）に定める「提案にあたって」に対する提案を具体的に記載してください。

②高校生等企画ページ

・メインターゲットである高校生等が企画するネタの取りまとめについて、効果的なアプローチの方法を記載してください。

### ③制作物

- ・「しまね Super 大使吉田くん」のイラストデータを使用して、「(仮称)しまねのネタ本」表紙及びメインページのレイアウトイメージを提出すること。

#### (3) スケジュール計画

- ・「(仮称)しまねのネタ本」等制作にかかる一連の業務の流れが分かるように記載してください。

#### (4) 類似事業についての実績の有無

- ・実施年度、事業名、事業概要、契約額(千円、税込)、発注者等を記載してください。
- ・特にウェブコンテンツについて、過去に制作した実績があればデータ又はコンテンツを見ることができるサイトのURL等を記載してください。

#### (5) その他

- ・本委託の目的を達成するための工夫やインセンティブとなる項目があれば記載してください。

#### (6) 業務委託に要する見積価格

- ・見積書を添付してください。

## 9. その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と委託事業者双方で協議のうえ、決定する。